

平成26年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成26年9月26日（金）午後1時00分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

出 席 者

（委員）石井精二，江口とし子（委員長），大橋絵理，川崎満博，黒岩秀文，田淵徹郎，原口憲二，藤野晃俊，宮本聡（五十音順，敬称略）

（説明者）矢神会計課長

（事務担当者）伊藤事務局長，請園民事首席書記官，東刑事首席書記官，摩尼総務課長

議事要領

第1 開会

第2 所長あいさつ

第3 新委員紹介

第4 議事

- 1 「裁判所の防災対策について」説明（矢神会計課長）
- 2 法廷内防災訓練（民事法廷）の様子を撮影したDVD視聴（平成25年2月実施分）
- 3 意見交換

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：説明者と表示）

「大規模災害発生時の情報収集について」

- 長崎市は，昭和57年の長崎大水害や平成3年の台風19号といった大きな災害を経験している。そのような大きな災害の経験を踏まえて防災計画を作り，どうやって災害を予防するか，災害が起こった場合どう対応するかを決めている。例えば，災害の規模に応じて職員全員を動員する態勢を整えたり，実際に災害が発生した場合における避難準備情報や避難勧告，避難指示

の発令基準を設けるなどしている。所管の防災危機管理室は、すべての防災に関する情報を一元的に管理し、県や消防局など関係機関と連携を図ってすばやく情報収集をしている。

- 災害時には、基本的に全職員が動員されるのか。
- 災害対策本部が設置された場合で、かつ、震度6以上の地震が観測された場合など、基本的に全職員を動員して対応する態勢を整えている。
- その場合の役割分担は決まっているのか。
- 例えば、水道局の職員は給水班など、それぞれの部署毎に役割を決めている。
- 支所等との連携はどうしているのか。
- テレビ電話や無線、携帯電話などを活用している。
- 検察庁では、支部との連絡には衛星携帯電話を利用しており、年に3回ほど衛星携帯電話の使用訓練をしている。また、災害発生時の職務執行に関するマニュアルを定めている。
- 長崎大学の場合、避難計画の作成や訓練を担当する防災管理者を平成21年6月から各部署に配置している。また、非常用電源や非常用発電機等も完備しており、自衛の消防隊もいる。職員の安否確認方法については、静岡大学を参考にしながら検討しているところである。
- ホテルの場合、お客様の安心安全を第一に考えて業務を遂行しなければならない。防災対策については、平成25年5月に従来の消防計画を震災等にも対応した計画に改正し、防火防災講習を受けた有資格者を防火防災の責任者に定め、新しい責任者の下で新しい自衛防災組織を編成したり、新しい消防防災計画書に基づいて防災資材等の設置を行い、有資格者や専門業者、消防署の検査を受けている。さらに、消防法によって年3回の訓練が義務付けられており、防災訓練並びに夜間及び昼間の消防訓練を行っている。

情報の収集という点では、基本的には消防署から情報を得ることになる

が、消防署と連絡が取れない場合は、公的機関やメディアから情報を得ることになると思われる。

- テレビ局は、情報を発信する立場として、情報をどう集めてどう発信しているのか。
- 昼間に災害が発生した場合は、スタッフも多いので、警察、消防、海上保安庁、病院、自治体等に直接足を運んで取材する場合もあれば、電話等でいち早く情報を入手して、地域のみなさんに現状を伝えたり、どうすればいいのかを伝えることになる。また、深夜に災害が発生した場合に備えて、当直担当者がメール等で一斉に連絡をして報道局のスタッフを集め、放送を立ち上げる訓練を実施している。

長崎大水害の時は、周辺の家は停電等でテレビが見られない状況だった。そこで、ラジオ等で安否情報を含めて放送をした。我が社は民間放送なので、CMをどうするかという問題もあったが、数日間に渡りCMを飛ばして災害に伴う関連情報を流したこともあった。

「来庁者等の避難について」

- ホテルの場合、管内放送を利用して、お客様や従業員へ情報を提供している。全室に聞こえるので、情報提供は徹底できる。
- 長崎大学の場合、学生や病院の方々の避難については、消防署の指導の下で、防災訓練や避難体験を実施している。
- 火災の場合は、発火元から遠い場所に逃げるよう避難誘導するが、急激な集中豪雨の場合は、避難誘導して屋外に出すことが必ずしも生命、あるいは財産の保全に繋がるわけではないと思う。その場に待機させることも必要だし、裁判所にもそのための備蓄等が準備されていると思う。最近では、広島市の土砂災害で多数の犠牲者が出たが、もしも深夜に避難を呼びかけていたら、さらに犠牲者が増えたのではないかとも言われている。報道関係者としても、情報を取って避難を呼び掛けることについては、タイミングによって

強弱をつけなければならないし、発信する内容も検討しながらやらなければならないと感じている。

- 法廷内防災訓練のDVDの中で、電話で話し出した傍聴者を制するシーンがあったが、電話をしてはならない理由は何なのか。
- パニック防止の観点から、裁判官が勝手な行動をしないよう指揮しているものである。
- 地震の場合、揺れが収まった後にその場に止まらせることや、電話を制限することは難しいと思う。
- 対策本部の設置には時間がかかるし、設置された対策本部にどのような情報収集のツールがあるのかも気になった。大きな災害であれば、正確な情報はなかなか取れないし、被害の規模も分からないので、はっきりするまで待機するよう指示することは難しいと思う。
- 情報収集の手段としては、テレビ、ラジオ、緊急速報メール等を予定している。
- 映画館で映画鑑賞をしている最中に、急に警報が鳴った経験がある。その際、私たちはその場に止まったが、数人は火事だと思い、パニックになって出て行った。その後、映画館側がきちんと説明をしたので、その場は収まった。裁判所の場合も、外の状況をすぐに把握するのは難しいかもしれないが、中にいる人は不安なので、できるだけ早く状況を把握して伝え、落ち着かせることが大事だと思う。
- 来庁者がまず知りたいことは、ここが安全なのかという点だと思う。ここは安全ですからいてくださいという確かな情報をもらえれば、パニックは起きないと思う。
- 来庁者の避難については、情報を早く伝えることが、整然とした避難に繋がるということをよく考えていきたい。また、指示・説明する際にも、ただ「止めてください」ではなく、理由を付けて指示することも必要だということ

とを踏まえ、訓練していきたいと思う。

「防災意識の啓発について」

- 長崎市では、毎年、長崎大水害が起こった7月23日に防災無線で呼び掛けたり、当時の被害状況をお知らせするために長崎大水害の写真を展示するなどしている。また、防災意識を高めるための職員研修を行ったり、小学校などで防災マップを作ったり防災訓練をするなどして防災知識の普及・啓発等に努めている。また、長崎大水害の記憶が風化しないように、7.23の語り部のような防災リーダーの育成も検討している。
- 記憶はどんどん薄れていくものだし、7.23長崎大水害を経験した人も少なくなっている。阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を色々な地域で伝えていかないと、いざというときに対応できないと思う。
- 長崎大学の場合、職員に福岡の消防署で研修を受けさせて資格を取得させている。また、文科省からの防災に関するメールを学内に知らせるなどしている。
- 本日いただいた貴重な御意見を、裁判所の防災計画を改定していくうえで参考にしていきたい。

第5 次回期日及び協議テーマについて

1 次回期日

平成27年2月27日（金）午後3時から午後5時まで

2 次回協議テーマ

「国民が参加しやすい裁判員制度について」